

# 島根県報

令和5年3月31日(金)

号外 第 5 0 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

### 【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局	引総 務 記	果)	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	(	"	)	2
島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	(	"	)	5
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(	"	)	5
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(	"	)	8
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(	"	)	9
手当認定事務に関する専決規程の一部を改正する規程	(	"	)	10
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	(企業局	<b>局施設</b>	课)	10
公企訓令】				

( " ) 10 木都賀ダム操作規程の一部改正

## 島根県公営企業管理規程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程(昭和35年島根県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条(見出しを含む。)中「グループ又は」を「係又は」に改め、同条の表総務課の項中「総務予算グループ」を 「総務係

に、「経理グループ」を「経理係」に改め、同表経営課の項中「業務グループ」を「業務係」に改め、同 予算調整係」

表施設課の項中「施設管理グループ」を「施設管理係」に、「工務グループ」を「工務係」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「グループ」を「係」に改める。

第7条第1項の表課の部に次のように加える。

課長補佐 課長を補佐する。

第7条第1項の表グループの部左欄中「グループ」を「係」に改め、同部中欄中「グループリーダー」を「係長」に改 め、同部右欄中「グループ」を「係」に改め、同条第2項の表課の部企画幹の項及び企画員の項を削る。

第12条第1項中「部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる」を削り、同項の表を次のように改める。 東部事務所

課	係
管理課	管理係
工務課	工務係
電気第一課	電気第一係
電気第二課	電気第二係
水道第一課	水道第一係
水道第二課	水道第二係
斐伊川水道課	保守係

#### 西部事務所

課	係
管理課	管理係、工務係
電気課	電気係
水道課	水道係

第12条第2項中「部の」を削る。

第16条の表所の部に次のように加える。

所長を補佐する。

第16条の表部の部を削り、同条第2項の表事業所の部企画員の項を削る。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程(昭和35年島根県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条第13号中「企画幹 組織規程第7条第2項」を「係 長 組織規程第7条第1項」に、「企画幹を」を「係長を」に改め、同条第15号中「部長」を「副所長」に改める。

第4条第2項第1号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

第10条第1項中「グループリーダー及び企画幹(以下「グループリーダー等」という。)」を「課長補佐等及び係長」 に改める。

第11条を次のように改める。

(課長補佐及び係長の専決事項)

- 第11条 課長補佐及び係長が専決することができる事項は、別表第2の課長補佐専決事項の欄及び係長専決事項の欄に掲 げるとおりとする。
- 2 係長専決事項(別表第2の中欄の第1号から第8号まで及び第17号に掲げるものに限る。)のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該係に置かれる主幹(組織規程第7条第2項に規定する主幹をいう。)に専決させることができる。

第13条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第16条の2第1項の表の課長の項の2中「グループリーダーを置く課にあってはグループリーダー又は企画幹を置く課にあっては企画幹」を「課長補佐を置く課にあっては、課長補佐」に改め、同条第2項中「部長」を「副所長」に改める。

第16条の5中「グループリーダー等」を「課長補佐及び係長」に改める。

第19条第1項第3号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第24条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第30条及び第31条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1第6号管理者決裁事項の欄の2中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同号局長専決事項の欄の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第19号管理者決裁事項の欄の1中「請負等」を「請負(工事の請負を除く。)に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること(以下「請負等」という。)」に改め、同表第29号事務の書類の欄中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)」に改め、同号管理者決裁事項の欄の1中「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、同号局長専決事項の欄の1中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同欄の2中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表第5を別表第6とし、別表第2から別表第4までを1表ずつ繰り下げ、別表第1の次に次の1表を加える。

#### 別表第2(第11条関係)

課長補佐専決事項、係長専決事項

課長補佐専決事項	係長専決事項(島根県企業局職員の	係長専決事項(中欄に規定する係長
	給与に関する規程(昭和41年島根県	に係るものを除く。)
	公営企業管理規程第6号)別表第1	
	に規定する行政職給料表級別基準職	
	務表の職務の級4級に属する係長に	
	係るものに限る。)	

- |1 軽易又は定例的な資料、刊行物|1 軽易又は定例的な資料、刊行物|1 軽易又は定例的な資料、刊行物| 等を作成し、収集し、又は配布す ること。
- 進達、報告等を行うこと。
- を行うこと。
- 書等を受理すること。
- 行うこと。
- 交付又は書換え交付を行うこと。
- と。
- 8 その他前各号に準ずる軽易又は 8 その他前各号に準ずる軽易又は 8 その他前各号に準ずる軽易又は 定例的な事務を処理すること。
- 行うこと。
- し、又は請負等を決定すること及 びこれらに伴う契約に関するこ と。
- れを決定すること。
- ること。
- び納入の通知をすること。
- までに規定する職員を除く。次号 及び第16号において同じ。)の旅 行を命じ、及び復命を受けるこ
- 15 職員の休暇を承認し、欠勤届を 15 職員の休暇を承認し、欠勤届を 受理し、職務に専念する義務を免 除し、勤務時間の割振り(定年前 再任用短時間勤務職員及び地方公 務員法第22条の2第1項に規定す る会計年度任用職員に係るものに 限る。)をし、勤務時間の割振り を変更し、部分休業を承認し、又 を変更し、部分休業を承認し、又

- 等を作成し、収集し、又は配布す 等を作成し、収集し、又は配布す ること。
- 進達、報告等を行うこと。
- 3 軽易又は定例的な照会及び回答 3 軽易又は定例的な照会及び回答 3 軽易又は定例的な照会及び回答 を行うこと。
  - 書等を受理すること。
  - 行うこと。
  - 交付又は書換え交付を行うこと。
  - と。
  - 定例的な事務を処理すること。
  - 行うこと。
- 10 1件300万円未満の物品を購入 10 1件10万円未満の物品を購入 10 1件10万円未満の物品を購入 びこれらに伴う契約に関するこ びこれらに伴う契約に関するこ と。
- |11 1件10万円未満の物件等の借入||11 1件10万円未満の物件等の借入||11 1件10万円未満の物件等の借入 れを決定すること。
  - ること。
- 13 1件300万円未満の収入の調定及 13 1件10万円未満の収入の調定及 13 1件10万円未満の収入の調定及 び納入の通知をすること。
- |14 職員(第3条第4号から第12号||14 職員(第3条第4号から第13号||14 前各号に定めるもののほか、あ 及び第16号において同じ。)の旅 って、局長に届け出た事項 行を命じ、及び復命を受けるこ
  - 受理し、職務に専念する義務を免 除し、勤務時間の割振り(定年前 再任用短時間勤務職員及び地方公 務員法第22条の2第1項に規定す る会計年度任用職員に係るものに 限る。)をし、勤務時間の割振り

- ること。
- 2 軽易又は定例的な通達、通知、 2 軽易又は定例的な通達、通知、 2 軽易又は定例的な通達、通知、 進達、報告等を行うこと。
  - を行うこと。
- 4 軽易又は定例的な届出書、報告 4 軽易又は定例的な届出書、報告 4 軽易又は定例的な届出書、報告 書等を受理すること。
- 5 軽易又は定例的な事項の証明を 5 軽易又は定例的な事項の証明を 5 軽易又は定例的な事項の証明を 行うこと。
- 6 許可書、免許書、証明書等の再 6 許可書、免許書、証明書等の再 6 許可書、免許書、証明書等の再 交付又は書換え交付を行うこと。
- 7 台帳、図書等を閲覧させるこ 7 台帳、図書等を閲覧させるこ 7 台帳、図書等を閲覧させるこ と。
  - 定例的な事務を処理すること。
- 9 予算を令達し、及び配当替えを 9 予算を令達し、及び配当替えを 9 予算を令達し、及び配当替えを 行うこと。
  - し、又は請負等を決定すること及 し、又は請負等を決定すること及 と。
    - れを決定すること。
- ること。
  - び納入の通知をすること。
  - までに規定する職員を除く。次号 らかじめ課長が指定した事項であ

は特別の勤務に従事する職員の週 は特別の勤務に従事する職員の週 休日及び勤務時間の割振りを行う こと。

16 職員の休日及び時間外の勤務を 16 職員の休日及び時間外の勤務を 代休時間を指定すること。

らかじめ課長が指定した事項であ って、局長に届け出た事項

休日及び勤務時間の割振りを行う こと。

- 命じ、又は代休日及び時間外勤務 命じ、又は代休日及び時間外勤務 代休時間を指定すること。
- |17||前各号に定めるもののほか、あ||17||前各号に定めるもののほか、あ らかじめ課長が指定した事項であ って、局長に届け出た事項

備考 この表の左欄に掲げる事項と同表の中欄又は右欄に掲げる事項とが競合している場合は、同表の中欄又は右欄に 掲げるところによる。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第29号の改正規定は、同年5月26日から施行する。 (暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4年島根県条例第30号) 附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。) は、この規程による改正後の島根 県企業局事務処理規程別表第1第6号管理者決裁事項の欄の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同 規程の規定を適用する。

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の職の設置に関する規程(昭和35年島根県電気事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表中「サブリーダー」を「主査」に改める。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程(昭和40年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「、押印させ」を削る。

第38条の2第2項第1号中「総務予算グループリーダー」を「総務課課長補佐(総務担当に限る。)」に改める。 第56条第3号中キをクとし、カの次に次のように加える。

#### キ 積立金

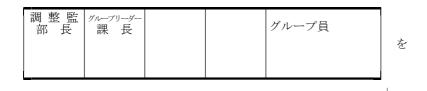
第71条の2第1項中	「の物品」の	次に「及び	「固定資産」	を加える。
別表第1電気事業会	計勘定科目表	の資産の部	中	

長期前払消費税
その他投資

を
「
長期前払消費税
(何)積立金
その他投資

に改める。

様式第3号、様式第3号の2、様式第4号及び様式第4号の2中



室 長 調 整 監 課 長 補 佐 係 長 係 員 に改める。

様式第5号の納入通知書兼領収書中 金 額 を 金 額 (C、)

Γ

J

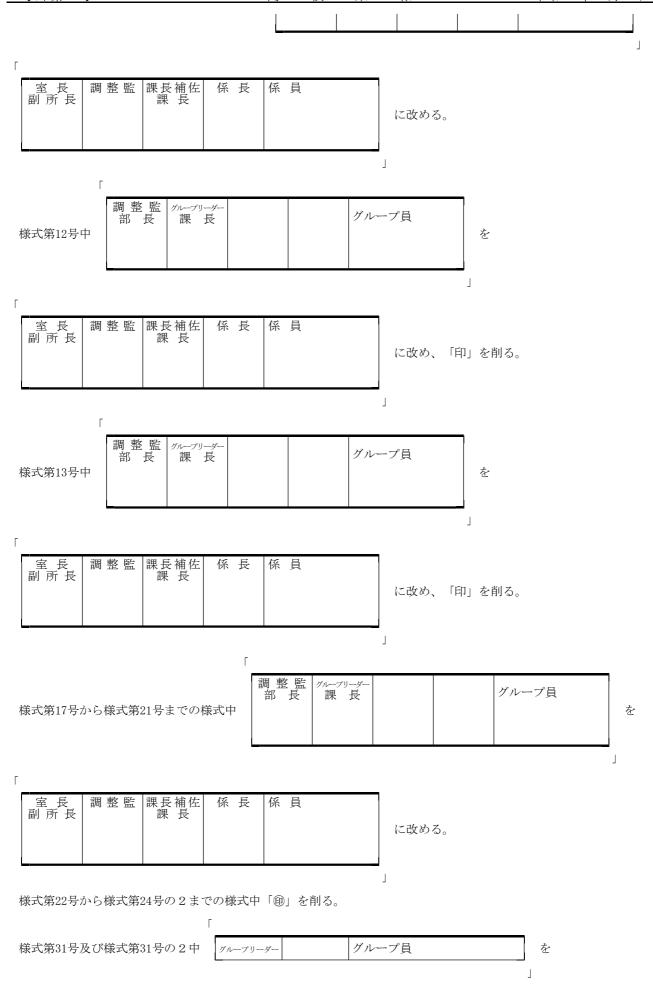
上記のとおり納入してください。 年 月 日

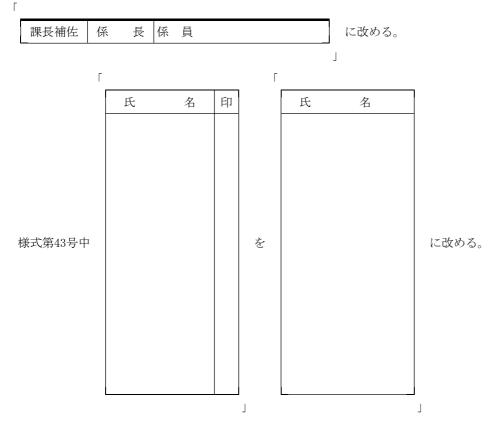
上記のとおり納入してください。 年 月 日

に改める。

様式第8号から様式第11号の2までの様式中

登録番号:





様式第44号中「・印」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程(昭和41年島根県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

11 条例附則第4項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知する ものとする。ただし、文書の交付によらないことを管理者が適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に 代えることができる。

「1 困難な 別表第1の3級の項中「主任」を「係長、主査又は主任」に改め、同表の4級の項中「企画員の職務」を 2 主幹の

業務を所掌する係長の職務

に改め、同表の5級の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同表の6級の項中 職務

「又は室長」を「、室長又は上席調整監」に、「部長」を「副所長」に改める。

別表第3中「部長」を「副所長」に改める。

### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第26条の2」を「一第26条の3」に改める。

第2条第1号イ中「(第36条第1項において「臨時的任用職員」という。)」を削る。

第14条第2項を削る。

第22条第1項中「年次有給休暇」の次に「並びに別表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加え、同条第2項中「、第12号、第14号及び第14号の2」を「及び第12号」に改め、同条第7項及び第8項中「年次有給休暇」の次に「並びに別表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加える。

第3章3節中第26条の2の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業)

- 第26条の3 管理者は55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が 55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日 までの期間中、1週間の勤務時間の一部(19時間20分を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないこと(次項にお いて「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年島根県 条例第31号)の規定の例による。

第33条の表中

第15条の2第3項 人事課 総務課
-------------------

を

 第15条の2第3項
 人事課
 総務課

 第15条の3第1項
 人事課
 総務課

 第15条の3第2項
 人事課
 総務課

 第15条の3第3項
 人事課
 総務課

に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の島根県企業局職員就業規程第14条ただし書の規定は、暫定再任用職員(地方公務員法の一部 を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第9項に規定する暫定 再任用職員をいう。)で常時勤務を要する職を占めるものには適用しない。 手当認定事務に関する専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第8号

手当認定事務に関する専決規程の一部を改正する規程

手当認定事務に関する専決規程(平成24年島根県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「給与管理グループリーダー」を「課長補佐(給与管理担当に限る。)」に改める。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程(昭和40年島根県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表電気主任技術者(統括)の項中「室長」の次に「、上席調整監」を加え、「グループリーダー」を「課長補佐」に、「管理部長」を「副所長」に改め、同表電気主任技術者の項中「企画員以上の職にある」を「行政職給料表級別基準職務表(島根県企業局職員の給与に関する規程(昭和41年島根県公営企業管理規程第6号)別表第1に掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の職務の級4級以上の」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中「企画員以上の職にある」を「行政職給料表級別基準職務表の職務の級4級以上の」に改める。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 島根県公営企業訓令

#### 島根県公営企業訓令第1号

本 局

西部事務所

木都賀ダム操作規程(昭和52年島根県公営企業訓令1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2サイレンの部第1号警報所の項中「能力 1HP」を「サイレン能力 2.2kW」に、「聞こえる範囲 半径 1.2km」を「無指向性」に改め、同部第2号警報所の項を削り、同表音声スピーカーの部中「音声スピーカー」を「サイレン及び音声スピーカー」に、「第3警報所」を「第2号警報所」に、「アンプ出力 100W」を

「サイレン能力 5.5kW

余韻防止付に、「同上」を「遠方操作」に改める。

指向性(2方向) 」

#### 附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。